

こしがやSDG s パートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）の理念に基づき、越谷市におけるSDG sの達成等に貢献することを宣言した企業、団体等との連携・協力を推進するため、こしがやSDG sパートナー制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) SDG s パートナー SDG sの達成及び普及啓発並びに地域課題の解決等に向けた取組を進める企業、団体等であって、この要領によりSDG sパートナー宣言をしたものをいう。

(2) 企業、団体等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に事業所等を有し、又は市を拠点に活動している企業、団体、教育機関、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）その他の団体（法人格を有しない団体を含む。）又は個人事業主

イ 市内に在住し、在勤し、在学し、又は活動する個人

(SDG s パートナーの取組)

第3条 SDG s パートナーは、SDG sの理念を踏まえた次に掲げる取組を行うものとする。

(1) SDG sの達成に資する取組

(2) 地域課題の解決に資する取組

(3) SDG sの普及啓発及び理解促進に資する取組

(4) 市又は他のSDG sパートナーとの連携・協力による次に掲げる取組

- ア 市又は他のSDGsパートナーと共にSDGsを推進する取組
- イ 市ホームページへの宣言書の掲載（希望者に限る。）
- ウ 市ホームページとSDGsパートナーにおける活動のホームページ等との相互リンク（希望者に限る）

（要件）

第4条 SDGsパートナーの要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業、団体等とする。

- (1) SDGsの達成に向けた取組を行い、又は行うことを予定していること。
- (2) SDGsパートナーとして、前条の取組を実施する意欲があること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 法令に違反する活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動を行わないこと。
- (7) 市及び他のSDGsパートナーの信用若しくはイメージを損なう活動を行わないこと。
- (8) SDGsの正しい理解への妨げとなる活動を行わないこと。

（宣言等の手続）

第5条 SDGsパートナーの宣言をしようとする企業、団体等は、こし
がやSDGsパートナー宣言書を市長に提出するものとする。ただし、
電子申請による申込みをする場合にあっては、宣言書を提出したものと
みなす。

- 2 市ホームページへの宣言書の掲載を希望する企業、団体等は、前項の
宣言書のほか、別途、ホームページ掲載用の宣言書を市長に提出するも

のとする。

3 市長は、第1項の宣言書の提出があったときは、その内容を確認してこれを受理し、SDGsパートナーに登録する。この場合において、市長は、こしがやSDGsパートナー登録証（以下「登録証」という。）を当該SDGsパートナーに交付するものとする。

4 市長は、SDGsパートナーに登録したときは、市ホームページ等で登録者数、登録の情報及びSDGsパートナーの取組等を公表することができる。

（取組の報告）

第6条 SDGsパートナーは、市長の要求があったときは、第3条の取組の状況等について、市長に報告するものとする。

（SDGsパートナー登録の取消）

第7条 市長は、SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申込により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 解散等の理由により、SDGsパートナーとしての活動の継続が困難であると認めるとき。
- (4) SDGsパートナーとしての活動の実態がないことが判明したとき。
- (5) SDGsパートナー制度の信用を著しく損なうとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他市長がSDGsパートナーとして適当でないとき。

2 市長は、前項の規定によりSDGsパートナーの登録を取り消したときは、当該SDGsパートナーに登録証の返還を求めることができるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、SDGsパートナー制度の実施に

関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年1月31日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。